

別紙

往復乗車券及び連続乗車券発売終了に伴う 学校学生生徒旅客運賃割引証の様式変更について

1 具体的な取扱内容

(1) 現行の取扱い

学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）1枚につき、片道・往復・連続のいずれかの普通乗車券を発売いたします。

(2) 2026年3月14日（土）からの取扱い

学割証1枚につき、片道の普通乗車券を2枚まで同時に発売いたします。2026年3月13日以前に往復乗車券や連続乗車券として購入していた区間をご旅行する場合も、それぞれの記入欄に乗車区間をご記入ください。

※それぞれの区間の営業キロが100キロを超える場合に限りです。

2 学割証の様式変更について

往復乗車券及び連続乗車券の発売終了に伴い、発行機関にて発行する学割証の様式について、2026年度納品分から次頁の様式に切り替えていただきますようお願いいたします。

3 その他

現在使用している学割証につきましては、当面の間引き続き有効なものとして取扱いを行います。なお、現行の様式を引き続き使用される場合は、記入内容に応じて、片道の普通乗車券を発売いたします。

現行の様式の記入例は次のとおりです。

記入例)

※令和8年3月14日以降、改正後の新様式の用紙を配布するまでの間は左記の記入例に従って記入いただき、使用をお願いします。

- ・2行程の場合は「乗車区間」の欄に2行程ご記載ください。
- ・「乗車券の種類」欄の「片道・往復・連続」は、○の記載は不要です。
- ・通信教育用も同様の記載方法となります。

以上